

# 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案 概要

## 1. 改正の目的

- 電話に関するユニバーサルサービス(第一号基礎的電気通信役務)の範囲については、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)第14条各号に規定されているところ、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年総務省令第7号)の施行に伴い、同条第2号の2に災害時用公衆電話が追加されたほか、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年総務省令第65号)の施行に伴い、加入電話、第一種公衆電話及びワイヤレス固定電話に係る離島特例通信についてユニバーサルサービスの対象外とされた。
- 他方で、第一種適格電気通信事業者の指定の申請(施行規則第40条の3)等に際して必要となる施行規則様式第38-2の表(以下「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。)については、災害時用公衆電話に係る収支欄が整備されていないなど、上記改正に対応した規定内容の整備が実施されておらず、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の施行に支障が生じ得る。
- このため、第一号基礎的電気通信役務収支表を施行規則第14条の規定に整合させること等を目的として、施行規則の一部を改正することとする。

	①災害時用公衆電話の追加	②離島特例通信の除外
施行規則第14条(電話ユニアの範囲)	整備済	整備済
第一号基礎的電気通信役務収支表	未整備	一部未整備※

※ 収支欄からは除外されているものの、注書部分が未整備

## 2. 主な改正内容

第一号基礎的電気通信役務収支表(様式38-2)について、以下の改正を実施。

- ① 災害時用公衆電話に係る収支欄を追加(災害時用公衆電話の追加に伴う規定の整備)
- ② 注釈3の現行化等(離島特例通信の除外に伴う規定の整備等)

# 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案 概要

## 3. 参照条文

### ■ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)(抄)

(基礎的電気通信役務の提供)

第七条 基礎的電気通信役務(国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき次に掲げる電気通信役務をいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

- 一 電話に係る電気通信役務であつて総務省令で定めるもの(以下「第一号基礎的電気通信役務」という。)
- 二 (略)

(第一種適格電気通信事業者の指定)

第一百八条 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、第一種適格電気通信事業者として指定することができる。

一・二 (略)

2~5 (略)

### ■ 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)(抄)

(第一号基礎的電気通信役務の範囲)

第十四条 法第七条第一号の総務省令で定める電話に係る電気通信役務は、次に掲げるもの(卸電気通信役務に該当するものを含む。)とする。

一・二 (略)

二の二 災害時に避難所等(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十九条の七第一項の規定により指定された指定避難所その他の同法第三十三条の二第一項第一号に規定する避難所又は災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設をいう。以下この号において同じ。)における公衆による電話の利用を確保するために地方公共団体の要請に基づき電気通信事業者が避難所等の収容人員おおむね百名当たり一回線の基準によりあらかじめ設置する固定端末系伝送路設備を用いて当該電気通信事業者が提供する音声伝送役務

三・四 (略)

(第一種適格電気通信事業者の指定の申請様式等)

第四十条の三 法第一百八条第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第一号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す様式第三十八の二の表(以下この章において「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。)

三~六 (略)

# 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案 概要

## 3. 参照条文

様式第38の2(第40条の3第2号、第40条の4第1項関係)  
第一号基礎的電気通信役務収支表

事業者名\_\_\_\_\_

年月日から  
年月日まで  
(単位 円)

第1表 第14条第1号から第4号までに掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用			摘要	
		うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用	営業利益		
		うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機台数削減費用			
1 第14条第1号に掲げるものの	(1) 同号イに掲げるもの					
	(2) 同号ロに掲げるもの					
	小計					
2 第14条第2号に掲げるものの	(1) 同号イに掲げるもの					
	(2) 同号ロに掲げるもの					
	小計					
3 第14条第3号に掲げるものの	(1) 同号イに掲げるもの					
	(2) 同号ロに掲げるもの					
	小計					
4 第14条第4号に掲げるものの	(1) 同号イに掲げるもの					
	(2) 同号ロに掲げるもの					
	小計					

小計					
合計					

注1 法第108条第1項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、第14条第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ及び第4号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

2 第14条第2号イに規定する第一号基礎的電気通信役務に係るものうち、当該電気通信事業者が設置する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に関して他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

3 1の項(3)及び2の項(3)の営業費用の欄には、当該役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。

4 「設備管理部門費用」及び「設備利用部門費用」は、それぞれ第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号)第2条第2項第1号及び第2号に規定する「第一種指定設備管理部門」及び「第一種指定設備利用部門」に相当する部門に係る費用とし、「第一種公衆電話機台数削減費用」は第14条第2号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備の撤去(当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。)に係る費用とする。

5 「うち設備管理部門費用」、「うち設備利用部門費用」及び「うち第一種公衆電話機台数削減費用」の欄は、第一種適格電気通信事業者に限り記載するものとする。

6 第一号基礎的電気通信役務と第一号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

7 2以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交付金				
2 当該適格電気通信事業者の算定自己負担額				
3 負担金				
計				

注1 「交付金」とは法第107条第1号の交付金を、「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」とは第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定期規則(平成14年総務省令第64号)第5条第1項の当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を、「負担金」とは法第110条第1項の第一種負担金を示す。

2 電気通信事業者が法第108条第1項の指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。